

### 3. 国土調査事業 3-1

#### (1) 目的

国土調査事業は、国土調査法（昭和26年6月1日法律第180号）及び国土調査促進措置法（昭和37年5月19日法律第143号）に基づいて実施されている。

#### (2) 国土調査の種類

- ① 国が行う基本調査、土地分類調査、水調査
- ② 都道府県が行う基本調査
- ③ 地方公共団体等が行う土地分類調査、水調査、地籍調査

#### (3) 佐賀市の国土調査

昭和52年度より地籍調査を実施していたが、現在は休止中である。旧佐賀市の中心部のみ未着手となっており、市民への公平なサービスを行うため、事業実施の準備を行っている。

なお、進捗率は計画面積312.93km<sup>2</sup>のうち実施面積300.14km<sup>2</sup>であり、進捗率は95.9%である。

事業費負担割：国50%、県25%、市25%

平成18年度事業 事業実施の準備及び過年度事業分の修正業務

旧佐賀市（平成2年度より事業休止）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
嘉瀬地区（鍋島の一部含む）	S52	9.20
西与賀・本庄地区（嘉瀬及び蓮池の一部含む）	S53	9.74
鍋島・蓮池地区	S54	12.00
金立・久保泉地区（南部）	S55	11.43
金立・久保泉地区（中部）	S56	8.52
金立・久保泉地区（北部）・北川副・巨勢地区（東部）	S57	7.07
北川副・巨勢地区（西部）・兵庫町（一部）地区	S58	8.76
兵庫町（一部）地区	S59	8.67
高木瀬（一部）地区	S60	4.28
高木瀬町（一部）・日の出一丁目、二丁目・高木団地・若宮三丁目・新中町・八丁畷町	S61	2.31
鍋島町（一部）・卸本町・神園四丁目	S62	1.24
鍋島町（一部）・八戸溝一丁目、二丁目、三丁目・天祐一丁目、二丁目・天祐団地・神園五丁目、六丁目	S63	1.16
計		84.38

## 旧大和町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
池上	S44～S46	3.97
東山田	S47	2.36
久留間・川上（一部）	S48	2.24
尼寺（一部）・久池井（一部）	S49	2.34
尼寺（一部）・久池井（一部）	S50	3.38
久池井（一部）	S51	3.07
梅野（一部）	S52	4.70
梅野（一部）・松瀬（一部）	S53	4.36
久留間（一部）・川上（一部）	S54	4.03
川上（一部）・東山田（一部）・久池井（一部）	S55	3.38
川上（一部）・八反原	S56	3.22
松瀬（一部）・名尾	S57	3.48
松瀬（一部）	S58	4.26
松瀬（一部）	S59	3.41
計		48.20

## 旧富士町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区（大字）	実施年度	実施面積
上合瀬・下合瀬（一部）	S49～50	3.26
下合瀬（一部）	S50	1.35
古場（一部）・藤瀬（一部）	S51	3.09
古場（一部）・藤瀬（一部）	S52	7.20
下無津呂	S53	3.21
上無津呂	S54	13.29
麻那古・中原・大串・大野（一部）	S55	15.26
栗並・大野（一部）	S56	11.11
関屋	S57	10.99
小副川	S58	11.37
畑瀬・古湯	S59	9.23
杉山・市川（一部）・菖木（一部）	S60	7.76
市川（一部）	S61	12.27
鎌倉・菖木（一部）	S62	7.93
上熊川・内野・下熊川	S63	10.14
計		127.46

## 旧三瀬村（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区（字名）	実施年度	実施面積
明神	S63	0.32
菅田・西ノ谷・宮ノ口・田ノ字曾	H1	1.91
原田・野田・詰ノ瀬・園田・宇土・床並	H2	2.52
中谷・西落合・浦田・松尾南	H3	2.15
岸高・神有・原ノ谷・今原・軽井谷	H4	2.25
山中・反田・宿・長畑・境峠	H5	2.81
丸駒・土師・小切・栗原（甲）	H6	2.23
井手野・吉野山・栗原（乙）	H7	1.44
ゾウメキ・柳瀬・杉本・長谷	H8	2.53
桜・湯穴・岸下・北向・船石・芹田	H9	2.47
大谷・池田・川原谷・笹ノ瀬・裏田・高山・山谷・鳥巢	H10	2.08
早馬・岸高・大地・天塘・小ヶ倉・柳谷	H11	2.97
薙野・井頭・牟田元・椎ノ木・大佐古・小竹・岩尾・平松	H12	2.40
計		28.08

## 旧諸富町（事業完了）

単位：km<sup>2</sup>

実 施 地 区	実施年度	実施面積
大字大堂（一部）	S46	3.10
大字山領・大字大堂（一部）・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S47	6.79
大字寺井津・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S48	2.13
計		12.02

## 4. 都市緑化の推進 3-6

都市のみどりは、大気浄化をはじめ生活環境の保全や都市景観を向上する等多様な機能をもつものであり、快適でうるおいのある都市環境を形成する上で極めて重要な役割を果たしている。

農村部の楊柳、鎮守の森や城内の老楠、貫通道路のいちよう並木は佐賀の誇りであり、象徴でもある。また、市民の憩いの場として、神野公園、蓮池公園に代表される住区基幹公園29.56ha、佐賀城公園、金立公園の都市基幹公園53.71ha、森林公園の広域公園40.00haがあり、更に多布施川、嘉瀬川沿いなどに都市緑地32.02ha、住区を連絡する緑道1.08haが開設されている。

### (1) 都市公園・緑地総括表

(平成19年4月1日現在)

区 分		面 積	箇 所	平成17年度 国勢調査人口	市民一人当たり 面 積 (㎡)
公 園	計 画	145.06	41	206,967人	7.01
	開 設	123.27	43		5.96
緑 地	計 画	48.10	4		2.32
	開 設	33.10	11		1.60
合 計	計 画	193.16	45		9.33
	開 設	156.37	54		7.56

### (2) 佐賀都市計画公園一覧表

(平成19年4月1日現在)

種 別	公 園 番 号			公 園 名	計 画 面 積 (ha)	開 設
	区分	規模	番号			
街区公園 【計画】 31カ所 7.66ha 【開設】 34カ所 8.51ha	2	2	1	中の小路公園	0.22	0.22
	2	2	2	堀江公園	0.16	0.16
	2	2	3	三溝公園	0.26	0.26
	2	2	4	古賀公園	0.17	0.17
	2	2	5	新家公園	0.29	0.29
	2	2	6	草場公園	0.20	0.20
	2	2	7	大藤公園	0.29	0.29
	2	2	8	田代公園	0.36	0.34
	2	2	9	市役所前公園	0.14	—
	2	2	10	八戸溝公園	0.31	0.31
	2	2	11	新川公園	0.14	0.14
	2	2	12	天神公園	0.25	0.25
	2	2	13	西神野記念公園	0.59	0.59
	2	2	14	下田公園	0.25	0.25
	2	2	15	大財公園	0.21	0.21
	2	2	16	西大島公園	0.12	0.12
	2	2	17	高木公園	0.13	0.13
	2	2	18	多布施公園	0.25	0.25
	2	2	19	新栄公園	0.11	0.11
	2	2	20	新村公園	0.10	0.10
	2	2	21	南佐賀公園	0.49	0.49
	2	2	22	鍋島区画記念公園	0.24	0.24
	2	2	23	しらすぎ公園	0.20	0.20
	2	2	24	西中野公園	0.20	0.20
	2	2	25	東中野公園	0.20	0.20
	2	2	26	昭栄公園	0.41	0.41
	2	2	27	東寺小路公園	0.24	0.24
	2	2	28	下村公園	0.10	0.10
	2	2	29	北川副南公園	0.64	0.64
2	2	101	西寺井児童公園	0.16	0.14	
2	2	201	築山児童公園	0.23	0.23	
—	—	—	諸富鉄橋展望公園	—	0.47	
—	—	—	大津児童公園	—	0.12	
—	—	—	サイクルパーク小杭公園	—	0.34	
—	—	—	修理田公園	—	0.10	

近隣公園 【計】5カ所 12.30ha 【開】4カ所 7.80ha	3	2	1	大溝公園	1.00	1.00
	3	4	2	蓮池公園	4.60	3.00
	3	3	3	本庄公園	2.00	2.00
	3	3	4	巨勢公園	2.90	—
	3	3	101	諸富公園	1.80	1.80
地区公園 【計】2カ所 13.50ha 【開】2カ所 13.25ha	5	4	1	神野公園	5.60	5.40
	4	4	201	大和中央公園	7.90	7.85
総合公園 【計】2カ所 59.20ha 【開】2カ所 53.71ha	5	5	2	佐賀城公園	31.80	27.80
	5	5	4	金立公園	27.40	25.91
広域公園 【計】1カ所 52.40ha 【開】1カ所 40.00ha	9	6	2	森林公園	52.40	40.00
都市緑地 【計】3カ所 47.60ha 【開】9カ所 32.02ha	第1号 嘉瀬川緑地				9.00	4.60
	第2号 中の島緑地				6.50	3.90
	第3号 多布施川河畔公園				32.10	21.27
	— どんどんの森ふれあい広場				—	1.54
	— ルックワールド				—	0.13
	— 大津ふれあい公園				—	0.05
	— 大津緑地				—	0.09
	— ファニチャーパーク				—	0.11
— 諸富家具団地緑地				—	0.33	
緑道 【計】1カ所 0.50ha 【開】2カ所 1.08ha	第4号 青丸緑道				0.50	0.63
	— 山領緑道				—	0.45
合 計 【計画】45カ所193.16ha 【開設】54カ所156.37ha その他（開発公園 177カ所 18.10ha）						

佐賀市内において1人当たりの公園面積7.56㎡（1,563,700㎡÷206,967人）

人口：平成17年国勢調査

### (3) 緑化活動の推進 3-6

みどりは、都市に美しい景観と落ち着きのあるまちなみを形作るものとして、また、わたしたちの心に安らぎを与えてくれるものとしてなくてはならないものである。このみどりあふれるまちづくりを推進するために様々な事業に取り組んでいる。これらの事業を通して安らぎとうるおいのあるまちづくりを進めている。

#### ① 緑の募金を活用した様々な緑化活動

- ・ボランティア活動支援
- ・名木・古木ツアー
- ・地域環境緑化事業
- ・四季彩の里づくり地域活動支援

#### ② 保存樹保護事業

市民の皆さんと共に市内に残る古い樹木や大きな樹木を守り、未来へ引き継いでいく事業に取り組んでいる。平成18年12月末までに28本の樹木を「保存樹」として指定している。

③ 花とみどりのまちづくりリーダー養成講座

地域の緑化活動でリーダーシップを発揮できる人材を育成するために、平成17年度より花とみどりのまちづくりリーダー養成講座を開講している。

④ 都市緑化月間

10月は都市緑化月間として全国でもさまざまな事業が展開されている。佐賀市でもこの期間に「都市緑化月間ポスターコンクール（県主催）の応募作品の展示」「金立公園コスモス祭」等を開催し緑化のPRを行っている。

⑤ 緑化教室の開催

花と緑の相談所である徐福長寿館及び各校区公民館で「みどりを楽しむ教室」を開催している。植栽方法や花づくりの基礎知識などさまざまなテーマの講演を行い、市民の緑化知識の向上に寄与している。

⑥ 教育施設への花苗配布

保育園、幼稚園及び小・中学校に年2回花苗の配布を行っている。公共地の緑化を推進すると共に、幼い頃からみどりに親しんでもらうことで緑化意識の向上を図っている。

⑦ 大規模開発時等における緑化の協議

一定規模以上の開発等の行為を行うときには、「佐賀すみどりあふれるまちづくり条例」にもとづき、敷地内の緑化について協議を行っている。

(4) 公園の整備 3-6

① 多布施川河畔公園（都市緑地32.10ha）

平成5年6月4日に、建設省（当時）の皇太子殿下御成婚記念事業として、全国10ヶ所、九州で唯一認定された「石井樋地区歴史的な水辺の復元整備」に一部含まれており、川の上流から下流まで具象化し多布施川の水を引き込み、水辺環境を創出する。上流に位置する富士町から樹木を移植し鎮守の森を復活する。水遊びのできる施設や多布施川に関する説明板を整備した水歴史広場、有明海をかたどった自然池を設けており、生態系に配慮した整備を行っている。

② 金立公園（総合公園27.40ha）

ハイウェイ・オアシス構想として、平成2年度に都市計画決定後用地買収に着手し、平成3年度（用地国債）で全体面積の約7割が買収済みとなった。このため、平成4年度において一部実施計画を行い、平成5年度からは本格的な整備に着手した。長崎自動車道の北側に徐福伝説にちなんだ薬用植物園の整備及びテーマ館となる花と緑の相談所（徐福長寿館）を建設し、平成7年5月22日にオープンした。

平成7年度は、金立ハイウェイ・オアシスとして、金立サービスエリアから直接乗り入れられるよう第2駐車場を整備した（平成8年4月26日開設）。また、3ha、500種、5万本の薬草木

を備えた都市緑化植物園徐福の里薬用植物園を整備（平成8年6月1日開設）。市民に開放している薬用植物園として国内最大級である。

また、金立山いこいの広場として、広く利用されていたバーベキュー広場、トリム広場、園路などの施設の再整備も実施し、コスモス園、一般駐車場、薬用植物園、四季の丘などを含めて完成とした（平成14年度末事業完了）。

③ 本庄公園（近隣公園2.00ha）

平成13年度より補助事業として整備。公園づくりにあたっては、計画案を作って説明会を開催する行政主導ではなく、市民ニーズを反映したみんなで知恵を出しあうワークショップにより公園づくりを進めた。市民参加による公園第1号として平成19年4月1日に開設した。

④ その他の都市公園整備状況

巨勢公園（近隣公園 面積2.90ha）

平成15年度に地元参加ワークショップを経て基本計画を策定し、実施計画を行う。平成18年度に用地買収を完了し、平成19年度から整備工事に着手する。平成21年度までに全域の供用開始を目指す。

(5) 児童遊園の運営 4-1

児童の健全な遊び場として、市立児童遊園・市立児童広場を設置している。

○市立児童遊園

（平成19年4月1日現在）

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面 積 (㎡)
1	循 誘 児 童 遊 園	東佐賀町	昭35. 4. 1	655
2	双 葉 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭37. 9. 1	1,256
3	愛 敬 島 児 童 遊 園	愛敬町	昭40. 4. 1	940
4	た し ろ 児 童 遊 園	田代二丁目	昭45. 1. 15	1,514
5	中 の 館 児 童 遊 園	中の館町	昭45. 11. 4	1,324
6	大 井 樋 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭46. 11. 22	293
7	城 北 児 童 遊 園	高木瀬東六丁目	昭52. 3. 30	696
8	城 西 児 童 遊 園	光二丁目	昭52. 3. 30	456
9	高 木 団 地 北 児 童 遊 園	若楠三丁目	昭54. 8. 27	1,108
10	高 木 団 地 南 児 童 遊 園	若宮三丁目	昭54. 8. 27	567
11	ほ が ら か 児 童 遊 園	開成五丁目	昭60. 5. 1	537
12	あ お ぞ ら 児 童 遊 園	開成六丁目	昭60. 5. 1	657
13	な か よ し 児 童 遊 園	八戸溝三丁目	昭60. 5. 1	482
14	本 庄 団 地 児 童 遊 園	本庄町大字本庄	昭60. 5. 16	551
15	光 法 児 童 遊 園	北川副町大字光法	平 3. 4. 1	590
16	夢 咲 公 園	兵庫町大字藤木	平 3. 4. 1	13,000
17	平 尾 児 童 遊 園	高木瀬町大字長瀬	平17. 4. 1	847
18	松 尾 児 童 遊 園	三瀬村杠	昭和48年度	1,052

○市立児童広場

	名 称	設 置 場 所	設置年月日	面 積 (㎡)
1	高 木 中 広 場	若楠三丁目	昭52. 3. 30	859
2	高 木 南 広 場	若宮三丁目	昭52. 3. 30	950
3	城 西 広 場	光二丁目	昭52. 3. 30	630

(6) 地区児童遊園地の補助制度 4 - 1

地元自治会等の協力により管理されている各地区の児童遊園地について、遊具等の新設・補修の際に、佐賀市と社会福祉協議会が補助・助成を行っている。

○補助基準

・新 設

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	新設費 * 0.5	15万円
市社協	新設費 * 0.3	10万円

・補 修

	補助・助成基準	限 度 額
佐賀市	補修費 * 0.5	9万円
市社協	補修費 * 0.3	6万円

・平成18年度実績

件 数：14件

補助・助成額：1,753,200円（うち佐賀市：1,091,700円、市社協：661,500円）



## 5. 建築指導

### (1) 建築基準法施行事務 3 - 4

建築基準法には安全で快適な建築物と住環境を創出するために必要な基準と手続きが定められています。

新築や増改築などをする場合には、事前に建築確認申請書を提出し、その計画が建築基準法及び関係規定に適合しているかを確認することになっています。また、着工後は、工事途中での中間検査と工事完了後の完了検査を受けることになっており、これらの一連の手続きを経て使用できることとなります。

なお、建築確認・検査については、民間の指定確認検査機関でも受けることができるようになっています。

また、佐賀市では中高層建築物や携帯電話の電波塔及びワンルームアパートの建築に伴うトラブルを防止するために近隣住民への説明やトラブル発生時の調整、調停制度を盛り込んだ条例を定め、より快適な住環境の創出に取り組んでいます。

#### ◎平成18年度建築確認申請等処理状況

種 別	建 築 物	建 築 設 備	工 作 物
確 認 通 知 等 交 付	964	105	91
市	498	41	77
指 定 確 認 機 関	466	64	14
変 更 確 認 通 知 等 交 付	79	0	3
市	47	0	3
指 定 確 認 機 関	32	0	0
検 査 済 証 交 付	763	96	71
市	379	32	59
指 定 確 認 機 関	384	64	12
中 間 検 査 合 格 証 交 付	459	—	—
市	224	—	—
指 定 確 認 機 関	235	—	—
許 可 ・ 承 認 申 請 等 交 付	31	—	—
市	31	—	—

#### ◎平成18年度道路の位置指定件数及び延長

指 定 件 数 ( 件 )	3
指 定 総 延 長 ( m )	101.21

#### ◎平成18年度指導要綱等届出状況

佐賀市中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	36
佐賀市ワンルーム形式集合建築物に関する指導要綱	5

◎平成18年度建築指導関連届出等状況

建築計画概要書閲覧件数	177
諸証明件数	86
建築相談件数	1,015
優良住宅認定件数	0
福祉のまちづくり条例新築等届出件数	47
工場立地法届出件数	3
ハートビル法届出件数	0
省エネ法届出件数	19

◎平成18年度違反建築物取締状況

違反建築物件数	0
違反建築物是正件数	0

(2) 開発行為許可事務 3-1

市域において開発行為（主として建築物の建築の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう）を行う場合、市長の許可を受ける必要がある。

市街化区域内の開発行為については、1,000㎡以上で許可が必要になり、市街化調整区域内では農林漁業の用に供するものなど、一定のものを除き開発行為は禁止されている。また、都市計画区域外での開発行為については、10,000㎡以上で許可が必要になる。

◎開発行為許可（都市計画法第29条）

区域	年 度		平成17年度		平成18年度	
	予定建築物等	34条該当条文	件 数	開発面積 ㎡	件 数	開発面積 ㎡
市街化区域	共同住宅		3	7,572.34	5	9,727.13
	宅地分譲		8	25,593.65	13	43,615.48
	店舗		2	4,581.22		
	工場				1	1,823.43
	事務所					
	ガソリンスタンド					
	倉庫					
	公益施設					
	その他		1	2,827.39	1	1,574.09
小計			14	40,574.60	20	56,740.13
市街化調整区域	日用品店舗	34条1号	1	449.09	1	499.83
	自動車修理工場	34条1号				
	農林漁業用	34条4号				
	工場	34条6号	3	14,016.82		
	ドライブイン	34条8号				
	ガソリンスタンド	34条8号				
	分家住宅	34条10号口	9	4,048.25	13	5,859.60
	収容対象事業	34条10号口	4	2,404.64	5	3,079.54
	運動・レジャー施設等	34条10号口				
	その他	34条10号口	4	2,409.75	9	16,201.87
小計			21	23,328.55	28	25,640.84
合計			35	63,903.15	48	82,380.97
都市計画区域外			1	17,858.86	0	0.00

◎市街化調整区域の建築許可（都市計画法第43条）

区 分	年 度	平成17年度		平成18年度	
		件 数	開発面積 m <sup>2</sup>	件 数	開発面積 m <sup>2</sup>
建 築 物 用 途	34条該当条文				
日用品店舗・ドライブイン等	34条1号～8号	5	3,541.28	4	2,209.09
分 家 住 宅	34条10号口	4	1,530.63	1	334.56
収 容 対 象 事 業	34条10号口	1	308.70	1	748.36
既 存 宅 地 の 救 済 措 置	34条10号口	38	16,017.10	51	20,287.63
そ の 他	34条10号口	7	8,617.22	3	618.20
合 計		55	30,014.93	60	26,259.04

(3) 土地取引の規制に関する事務 3-1

一定規模（市街化区域2,000m<sup>2</sup>、市街化調整区域5,000m<sup>2</sup>、都市計画区域外10,000m<sup>2</sup>）以上の一団の土地について、土地売買等の契約を締結した場合は、国土利用計画法第23条に基づき市長を経由して知事に届け出なければならない。

◎国土利用法に基づく届出状況

	年 度	平成17年度		平成18年度	
		件 数	開発面積 m <sup>2</sup>	件 数	開発面積 m <sup>2</sup>
国土利用計画法 第23条届出	区 域				
	市 街 化 区 域	12	72,880.48	16	98,090.66
	市 街 化 調 整 区 域	1	10,671.42	1	9,878.91
	都 市 計 画 区 域 外	3	77,169.00	5	882,304.47
	合 計	16	160,720.90	22	990,274.04

(4) 都市景観形成事業 3-5

佐賀市の将来像“人と自然が織りなす「やさしさと活力にあふれるまち さが」”に基づき、市民共有の財産である佐賀市の都市景観を守り、育て、つくるための基本的なビジョンを示し、自然と調和した個性的な美しいまちの実現に取り組んでいる。

市民参加により都市景観形成を積極的に進めるための施策として、「佐賀市都市景観条例」をもとに、都市景観形成地区の指定、大規模建築物等の届出、都市景観重要建築物等の指定、表彰・助成・啓発など総合的な景観施策の推進に取り組んでいる。

◎景 観 賞

	応募総数	作品総数	受 賞 作 品 数
平成15年度	150	115	3（うち、1件は特別表彰）
平成16年度	101	91	5（うち、1件は特別表彰）
平成17年度	139	109	3
平成18年度	119	96	4

◎都市景観重要建築物等

	指定物件数
平成14年度	3
平成15年度	3
平成16年度	2
平成17年度	2
平成18年度	2

◎都市景観形成地区

	指定地区数	指 定 地 区 名
平成11年度	1	長崎街道・柳町都市景観形成地区
平成14年度	1	城内都市景観形成地区

◎平成18年度 大規模建築物等の届出・通知状況

種 別	届 出 件 数	通 知 件 数	合 計
建 築 物	45	2	47
工 作 物	9	0	9
広 告 物	44	0	44
合 計	98	2	100

(5) 風致地区内行為の許可事務

風致地区内では、建築物の新築・改築、宅地の造成、木竹の伐採等を行う場合は許可が必要である。

[事務内容] ……建築行為等の許可・監督処分・立入検査

◎地区内行為の許可状況

年 度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
建築行為等の許可件数	2	2	0	3

(6) 建設リサイクル法に関する事務 3-11

大量生産、大量消費、大量廃棄型社会から資源循環型社会への転換を図るため、「建設工事にかかる資源の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）が平成14年5月30日に完全施行された。

法施行に伴い、平成14年5月30日以降に契約する一定規模以上で特定建設資材が発生・使用される工事が対象となり、現場での分別解体・再資源化及び対象の届出が義務付けられた。

一定規模以上の工事

解体……………80㎡以上

新築、増築……………500㎡

修繕・模様替……………1億円以上（契約額）

その他工作物等の土木工事……………500万円以上（契約額）

特定建設資材（4品目）

コンクリート・アスファルト・木材・コンクリート二次製品

◎建設リサイクル法に基づく届出・通知等状況

年 度 種 別	平 成 1 7 年 度			平 成 1 8 年 度		
	届出件数	通知件数	合 計	届出件数	通知件数	合 計
解 体	450	6	456	467	10	477
新 築 ・ 増 築	43	6	49	54	8	62
リ フ ォ ー ム	3	3	6	1	1	2
工 作 物	39	216	255	47	192	239
合 計	535	231	766	569	211	780

## (7) 盛土条例事務

市民生活の安全を確保し、生活環境の保全を図るため、平成16年10月1日から「佐賀市土砂等の埋立て等による災害の発生及び土壌の汚染の防止に関する条例」通称「盛土条例」が施行された。

一定規模

高さ1 m以上か面積500㎡以上の盛（切）土

◎盛土条例に基づく許可

平成17年度 0件 平成18年度 0件

## (8) 屋外広告物対策事務 3 - 5

平成17年度に佐賀県から権限移譲を受けて県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の申請・許可、違反広告物の指導・助言、屋外広告物の調査・把握、簡易広告物の撤去などの業務を行っている。

### ① 屋外広告物許可件数等

年 度	17年度	18年度
許 可 申 請 数	15	56
許 可 物 件 数	1,733	1,799
手 数 料 ( 円 )	417,110	486,890

※新規、更新許可の合算

### ② 簡易広告物（立看板、はり札、はり紙）の撤去件数

年 度	17年度	18年度
は り 紙	8,921	1,502
は り 札	1,831	2,260
立 看 板	2,384	1,091
合 計	13,136	4,853